

第147回山梨県都市計画審議会

会議録

山梨県都市計画審議会運営規程第15条の規定により次のとおり会議録を作成する。

1. 日時： 平成26年3月26日（水） 午後1時30分 ～ 午後2時20分

2. 場所： ホテル談露館 「山脈」

3. 出席委員の氏名（敬称略）

(委員)	(1号委員)	荻野勇夫委員	
		佐々木邦明委員	
		信田恵三委員	
		丹沢良治委員	
		市原文子委員	
	(2号委員)	藤本 潔委員	(代理 鎌田敏一)
		安藤久佳委員	(代理 本田和雄)
		原 喜信委員	(代理 松本 敦)
		深澤淳志委員	(代理 小幡 宏)
		榊原由人委員	(代理 二ノ宮智浩)
	(3号委員)	田中久雄委員	
		志村 学委員	
	(4号委員)	樋口雄一委員	
	(5号委員)	渡邊英子委員	
	(専門委員)	初原 豊委員	(代理 窪田弘一)
(事務局)	(都市計画課)	課長、まちづくり推進企画監、総括課長補佐、 課長補佐（2名）、担当職員（2名）	
	(建築住宅課)	担当職員	
	(環境整備課)	担当職員	

4. 傍聴者等の数 1人（傍聴者等」には報道機関の関係者が含まれる。）

5. 会議次第

- (1) 開会
- (2) 議事
- (3) その他
- (4) 閉会

6. 審議案件

第1号議案

甲府都市計画道路の変更（山梨県決定）

3・3・4号 中央五丁目下小河原線 外3路線

第2号議案

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく特殊建築物の位置について

笛吹市 一般・産業廃棄物中間処理施設

7. 議事の概要

別紙会議録による。

第147回山梨県都市計画審議会 会議録

司会

それでは、定刻となりましたので、ただいまより、第147回山梨県都市計画審議会を開催いたします。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、山梨県県土整備部都市計画課の中込と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

審議会の開催に先立ちまして、ご報告を申し上げます。

当審議会の委員のうち、1号委員の「学識経験者」につきましては、条例により2年の任期となっております。平成25年10月23日で任期満了となり、過日、新委員の皆様から就任のご承諾を頂きましたので、ここで、新委員のご紹介と任命書の交付を行いたいと存じます。

まず、任命書の交付を行いたいと存じますが、机上に任命書を置かせていただきました。本来であれば皆様一人一人に任命書をお渡しすべきところがございますが、時間の都合上、簡略化させて頂きたいと存じます。ご理解の程、よろしくお願いいたします。

それでは、1号委員につきまして、ご紹介申し上げますので、大変お手数ですが、ご起立をお願いいたします。1号委員 農業・造園：荻野勇夫様、交通・都市計画：佐々木邦明様、法律・経済：信田恵三様、商工業：丹沢良治様、建築・土木：市原文子様、ありがとうございます。ご着席ください。刑部様は、本日は都合により欠席となっております。

次に4号委員の「県議会の議員」につきまして報告いたします。望月委員から辞任の申出があり、新たな委員を、山梨県議会議員 浅川力三様をお願いいたしました。浅川様は、本日は都合により欠席されております。

次に専門委員につきまして、今回異動がございましたので、新たな委員をご紹介させていただきます。山梨県警察本部交通部交通規制課長 初原豊様、本日は、都合により交通規制課 窪田弘一様に代理出席していただいております。

以上で新委員のご紹介と任命書の交付を終了いたします。

それでは、ただいまより、第147回山梨県都市計画審議会を開催いたします。

はじめに、お手元にお配りしました資料を確認させていただきます。お手元には会議の次第、それから委員名簿、本日の審議会議案書としまして1号議案、それから2号議案、その他に参考資料として2種類、最後に当審議会の条例及び運営規程でございます。不足している資料はございませんでしょうか。不足しているものがありましたら、事務局までお申し出いただきたいと思います。

続いて、議事に入る前に、本審議会の成立についてご報告申し上げます。山梨県都市計画審議会条例の第5条第2項の規定によりますと、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができないこととなっております。本日は、19名の委員のうち、14名のご出席をいただいておりますので、本審議会の会議が成立しておりますことをご報告いたします。

次に同条例の第4条をご覧下さい。審議会に会長を置き、第2条第1項第1号に掲げる者に任命された委員のうちから、委員の選挙によってこれを決めることとなっております。第2条第1項第1号は学識経験のある者とされており、1号委員から会長を選出することとなります。本日の審議会は、1号委員の改選後、最初の審議会となりますので、まず、会長の選出からお願いしたいと存じます。会長の選出はいかがでしょうか。

A委員

事務局の案はありますか。

事務局

事務局案といたしましては、法律・経済の学識経験者の方に従来から会長をお願いしてきておりますので、引き続き信田委員に会長をお願いしたいと存じます。

司会

他に、ご意見はございますか。信田委員に会長を、とのご意見ですが、いかがでしょうか。ご賛同いただけますようであれば、皆様の拍手をお願いいたします。

～（拍手）～

司会 ご賛同いただきましたので、信田委員に会長をお願いいたします。信田委員、会長席へお移り願います。それでは、ここで、引き続き会長をお願いいたします信田委員に、ご挨拶をいただきたいと存じます。なお、条例の第4条第3項の規定により、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行するとありますので、併せて代理のご指名もお願いいたします。それでは、信田会長お願いいたします。

会長 ただいま会長に選出していただいた信田でございます。これまで1期2年間、本審議会の委員を務めさせていただく中で、新山梨環状道路の都市計画決定など、さまざま案件の審議に携わり、非常に大変な役割であると感じております。少子高齢化が進む現在、これからの都市計画については、集約型の都市構造の実現や災害に強いまちづくりに向けて多くの課題があると伺っております。このような中、引き続き本審議会の会長を務めさせていただくことに重責を感じております。具体的な案件になると様々な意見が出てくると思いますが、皆様のお力添えをいただきながら、将来の山梨県のためになるよう職務を努めさせていただきたいと思っております。

なお、先ほど事務局より会長代理の指名を、とのことですので、代理につきましては、交通・都市計画の専門の佐々木委員をお願いいたします。

司会 ありがとうございます。それでは、本審議会運営規定第5条第2項の規定に基づき、信田会長に議長をお願いし、審議を進めていただきたいと存じます。信田会長、よろしくをお願いいたします。

議長 まず、審議に入る前に、会議録署名委員をB委員、C委員にお願いします。
では、これより審議に入ります。本日の議案でございますけれども、お手元の議案書のとおり、2件でございます。ご協力をお願いします。
それでは、第1号議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

～第1号議案～

事務局 第1号議案につきまして、事務局より説明させていただきます。第1号議案は、甲府市の都市計画道路の見直しに係る議案でございます。議案書の説明の前に参考資料を使いまして、都市計画道路の見直しについて説明いたします。

都市計画道路の多くは、昭和30、40年代の高度経済成長期に定めて整備を進めてまいりましたが、近年の人口減少や少子高齢化などの社会状況の変化に適切に対応していくためには、都市計画道路の位置づけや機能を再確認し、都市計画道路網全体の見直しを行う必要があります。

このような状況を踏まえ、甲府市では、平成22年9月より、当初の都市計画決定から20年以上経過した未整備路線を対象に都市計画道路網の見直しを進めてきました。見直しにあたり、市は検討委員会を設置し、同委員会での意見や、パブコメ・住民説明会等による住民意見を踏まえ、平成25年3月に見直し案を公表しました。なお、検討委員会には本審議会の委員でありますD委員が会長となっております。見直し案につきましては、お手元に資料としてございます。本見直し案により廃止とされた道路につきまして今回、都市計画の変更を行うものです。

次に都市計画の決定権者と手続きについてご説明いたします。都市計画の主体は市町村ですが、都市計画を決定する主体には、その内容により市町村と県があります。都市計画法第15条にその規定があり、今回の道路の場合では、県が決定するものとして、国道、県道と重複する都市計画道路、自動車専用道路があります。都市計画道路の一部でも国道県道と重複している場合は県が決定することとなり、変更する場合も同様です。

このことから、今回の案件につきましては、都市計画道路の見直し主体は甲府市であ

りますが、都市計画の変更手続きは県というものでございます。県が決定する都市計画ですので、本審議会にお諮りするものです。

それでは、第1号議案 甲府都市計画道路の変更 につきまして事務局より説明いたします。

3ページをご覧ください。今回変更する路線の計画書です。変更理由ですが、現甲府都市計画道路の多くは、高度経済成長期の人口増加や交通量の増大などを背景に計画決定され、整備を進めてきました。しかし、最近の人口減少、少子高齢化など社会情勢の変化が急激に進んでいる現状を踏まえると、都市計画道路の位置づけや必要性にも変化が生じていることから、甲府都市計画道路の再編成が必要です。今回、マスタープラン等の上位計画における将来像や都市構造との整合における路線の位置づけ、まちづくりとの整合や将来交通需要への対応などを検討し、甲府都市計画道路網を見直した結果、4路線を変更、廃止するものです。

4ページをご覧ください。新旧対照表です。今回の変更は4路線の一部区間を廃止するものです。このため、一部の道路については変更後2路線に分割されるものもございませう。

5ページをご覧ください。廃止区間を表示した都市計画総括図です。今回廃止する区間は黄色で示している5箇所になります。また、変更する路線の現在の名称と廃止区間の延長を赤字で示しています。次にそれぞれの路線についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。中央五丁目下小河原線の新旧対照表です。起点部の一部廃止により、路線の名称、起点の位置及び延長が変更となるものです。

7ページをご覧ください。都市計画総括図です。中央五丁目下小河原線は甲府市中央五丁目を起点として国道20号に接続する路線です。今回廃止する区間は旗揚げで「廃止区間」と示している箇所になります。廃止により、起点の位置が中央五丁目から湯田二丁目から変わることから、路線名称が「湯田二丁目下小河原線」に変更となるものです。

8ページをご覧ください。廃止区間の計画図です。代替路線として大手二丁目浅原橋線などがあることから廃止するものです。

9ページをご覧ください。和戸町山宮島上条線の新旧対照表です。本路線は、起点部及び中間部の廃止により、変更後は2路線に分割となるものです。

10ページをご覧ください。和戸町山宮島上条線は、甲府市山宮町を起点に甲府市中心部を東西に通り、甲斐市島上条へ至る路線であります。今回廃止する区間は旗揚げで「廃止区間」と示している2箇所になります。起点部及び中間部を廃止することから、廃止後はそれぞれ城東三丁目穴切線と羽黒町島上条線の2路線となります。

11ページをご覧ください。和戸町山宮島上条線の起点側の廃止区間の計画図です。本区間はほとんどが国道411号と重複している区間であり、並行する和戸町竜王線が代替路線となることから廃止とするものです。

12ページをご覧ください。和戸町山宮島上条線の終点側の廃止区間の計画図です。本区間は、塩部町開国橋線（県道甲府昇仙峡線・アルプス通り）、桜井町敷島線（県道甲府葦崎線・山の手通り）、千塚三丁目羽黒町線が代替路線となることから廃止とするものです。

13ページをご覧ください。古府中環状浅原橋線の新旧対照表です。中間部の廃止により、変更後は2路線に分割となるものです。

14ページをご覧ください。古府中環状浅原橋線は、甲府市小府中町を起点に甲府市北部を経て中央市浅原橋へ至る路線であります。今回廃止する区間は旗揚げで「廃止区間」と示している甲府市北部の区間になります。中間部の廃止により、廃止後はそれぞれ宝二丁目北新線と大手二丁目浅原橋線の2路線となります。

15ページをご覧ください。古府中環状浅原橋線の廃止区間の計画図です。本区間は、代替路として大手二丁目北新線があること、また武田氏館跡の史跡箇所は整備が難しいことから廃止とするものです。

16ページをご覧ください。善光寺町敷島線の新旧対照表です。起点部の一部廃止により、路線の名称、起点の位置及び延長が変更となるものです。

17ページをご覧ください。善光寺町敷島線は、甲府市善光寺を起点に、甲府市国母四

丁目等を経由し、甲斐市へ至る路線です。今回廃止する区間は旗揚げで「廃止区間」と示している起点側の箇所になります。廃止により、起点の位置が甲府市善光寺町から甲府市城東三丁目に変わることから、路線名称は「城東三丁目敷島線」に変更となるものです。

18ページをご覧ください。善光寺町敷島線の廃止区間の計画図です。代替路線として県道善光寺線、国道411号があることから廃止としています。

19ページをご覧ください。今回変更する路線全体を表示した都市計画総括図です。廃止区間が黄色、変更後の区間が青色になります。

20ページをご覧ください。中央五丁目下小河原線の廃止区間の現況写真です。黄色の箇所が廃止する区間です。

21ページをご覧ください。和戸町山宮島上条線の廃止区間の現況写真です。黄色の箇所が廃止する区間です。

22ページをご覧ください。和戸町山宮島上条線の廃止区間の現況写真です。黄色の箇所が廃止する区間です。

23ページをご覧ください。古府中環状浅原橋線の廃止区間の現況写真です。黄色の箇所が廃止する区間です。

24ページをご覧ください。善光寺町敷島線の廃止区間の現況写真です。黄色の箇所が廃止する区間です。

25ページをご覧ください。都市計画の策定の経緯の概要について説明いたします。都市計画原案の説明会を平成25年9月9日から27日にかけて12地区で開催いたしました。都市計画公聴会は平成25年10月20日に予定しましたが、公述意見の提出が無かったため、行いませんでした。都市計画案の縦覧は平成26年1月20日から2月3日まで行いました。縦覧期間中に意見書の提出はありませんでした。

以上で、第1号議案の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

D委員は、甲府市の都市計画道路見直し検討委員会の会長として今回の見直しに携わっておられたとお聞きしています。ただいまの事務局の説明に対し、補足などありましたらお願いします。

D委員

それでは、補足の説明をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。こちらに今回の検討結果の概要が示されております。私からは、どのような検討を行ったかについて説明させていただきます。

甲府市の都市計画道路は、平成22年度末で整備率が約58パーセントにとどまっています。昭和20年代、30年代に決定された都市計画道路が多く残されている状況でした。そのような中で、都市計画道路の見直しを平成22年9月から検討を始め、平成25年3月に見直し案を決議いたしました。

具体的には、長期未着手の都市計画道路を見直し対象路線として一覧表にまとめまして、上位計画における位置づけや代替路線等の存在、もしくは施工性の問題等を考慮いたしまして素案を作成いたしました。その後、パブリックコメント、住民説明会を平成24年度中に行いまして、最終的に都市計画道路見直し案を策定いたしました。

見直し案としては、今回の議案ではない路線も含まれますが、全体で約40パーセントの路線が廃止、変更となる見直し案となりました。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、第1号議案について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

～意見、質問なし～

それでは、第1号議案について、原案どおり議決してよろしいかお諮りいたします。

～異議なし～

異議なしと認めます。それでは、第1号議案については、原案どおり議決することと

いたします。

続きまして、第2号議案の説明を事務局よりお願いします。

～第2号議案～

事務局

それでは、第2号議案の説明をさせていただきます。

第2号議案は、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく許可に係る特殊建築物の位置について 笛吹市 一般・産業廃棄物処理施設です。

2ページをご覧ください。今回の許可は、申請者はエルテックサービス(株)、位置は笛吹市一宮町国分字大窪1002番地1他10筆、都市計画区域内の用途地域指定の無い地域であります。許可対象施設は、一般廃棄物処理施設として破碎施設(可燃ごみ、粗大ゴミ)、処理能力330.4t/日。産業廃棄物処理施設として破碎処理施設(廃プラスチック)、処理能力165.6t/日、破碎処理施設(木くず)、処理能力330.4t/日です。申請理由は、一般及び産業廃棄物の適正処理及び再資源化事業拡大の目的で処理施設を設置するものであります。

3ページをご覧ください。今回の許可について建築基準法における位置づけを説明します。建築基準法第51条に「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。」とあります。今回の施設は、位置が決定されていない施設でありまして、都市計画審議会の議を経て許可を受けた場合には建てられるという位置づけで、今回の許可申請がされています。

4ページをご覧ください。まず、一般廃棄物処理施設の取り扱いですが、建築基準法施行令の中で、許可対象となる施設が定められています。建築基準法施行令第130条の2の2で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項のごみ処理施設(ごみ焼却場を除く。)とありまして、そのうち廃棄物処理法施行令第5条でごみ処理施設は、一日当たりの処理能力が5トン以上のごみ処理施設が許可の対象となるとあります。

5ページをご覧ください。建築基準法で制限の緩和があります。建築基準法施行令第130条の2の3に「法第51条ただし書きの規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。」という規定がございまして、「法第51条ただし書きの規定による許可を受けた汚物処理場若しくはごみ焼却場その他のごみ処理施設の用途に供する建築物又は法第3条第2項の規定により法第51条の規定の適用を受けないこれらの用途に供する建築物に係る増築又は用途変更」とあります。この規定は、すでに許可されている処理能力の1.5倍以下の場合には許可不要であるという規定です。今回の処理施設は、すでに許可されている処理能力の1.5倍を超えるため、許可対象となります。

6ページをご覧ください。産業廃棄物の取り扱いです。基本的には一般廃棄物の場合と同じです。建築基準法施行令の中で、許可対象となる施設が定められています。その対象が廃棄物処理法施行令第7条に定められています。

7ページをご覧ください。産業廃棄物処理施設にも制限の緩和があり、一般廃棄物処理施設と同様の取り扱いとなっています。今回の処理施設は、処理能力が緩和の規定の許可済みの施設の処理能力の1.5倍を超えることから、許可対象となります。

8ページをご覧ください。行為の概要を説明します。エルテックサービス(株)は、平成3年に法第51条の許可を受け焼却施設2基を設置し、産業廃棄物処理業を開始しました。平成9年に焼却施設のごみ処理能力の増加、廃プラスチックの破碎施設の設置及び一般廃棄物処理業の開始に伴う許可を取得し、さらに、平成24年には焼却施設の24時間稼働に伴う処理能力の増加、並びに一般廃棄物の破碎施設及び選別施設の設置に

係る許可を取得し現在に至っています。今般、新たに、一般及び産業廃棄物処理施設として、破碎施設を設置する計画があり、当該施設は、建築基準法第51条に規定する処理施設であることから、許可が必要となっています。

9ページをご覧ください。これは一般廃棄物処理に係る当該施設の既存施設と新設施設の一覧です。赤字で示されているのが、新設施設です。

10ページ、11ページをご覧ください。こちらは、産業廃棄物処理に係る当該施設の既存施設と新設施設の一覧となります。赤字で示されているのが、新設施設です。

12ページをご覧ください。作業時間は午前8時から午後5時まで、焼却施設は24時間稼働、搬入搬出等時間は午前8時から午後5時までとなっています。

13ページをご覧ください。敷地内の建物の一覧です。今回は、破碎施設を設置するのみでありますので、新たな建築行為はありません。

14ページをご覧ください。申請敷地の位置を都市計画総括図に示したものです。用途地域の指定がない地域となっております。

15ページ、16ページをご覧ください。申請敷地の位置を示したものであり、周辺を含めた具体的な申請敷地の位置を示しております。

17ページをご覧ください。申請敷地の施設の配置及び車輛の進入経路を示しています。赤い部分が今回設置する破碎施設、黄色い部分が既存の焼却施設、青い部分が既存の破碎施設、緑色の部分が既存の選別施設の位置を示しています。また、矢印は車輛の進入経路となっています。

18ページをご覧ください。周辺の状況です。前面道路からの写真です。こちらの出入口が搬入車輛の出入口となります。

19ページをご覧ください。敷地東側からの写真です。敷地沿いに市道が通っています。

20ページをご覧ください。敷地西側からの写真です。青い矢印が場内の車輛通路となっています。

21ページをご覧ください。敷地北側からの写真です。市道を挟んで、中央自動車道が通っています。

22ページをご覧ください。当該施設の位置の妥当性について、5つの項目で検討しています。

23ページをご覧ください。位置の妥当性についてです。計画地の周囲には金川工業団地などの工業団地が存在し、笛吹市都市計画マスタープランでは産業拠点ゾーンに位置づけられ産業施設が多く存在し、笛吹川都市計画区域内の用途地域無指定の区域であります。申請敷地の南側は笛吹市道1-20号線に接し、東側、北側、西側も笛吹市道に接しています。西側は笛吹市道を挟んで金川があり、金川の対岸には国道137号があります。申請敷地から300m以内には学校、病院、図書館、老人ホーム及び保育所は存在いたしません。

24ページをご覧ください。搬出入経路の妥当性についてです。搬出入の主なルートは、国道137号から笛吹市道に入り八幡橋を渡り、計画地南側の出入口にアクセスし、住宅地内や繁華街を通過せず運搬が可能です。搬出入車両は1時間あたり20~25台程度となるが、場内では円滑に作業が行われるため、車道に待機車両もなく交通への影響は少ないものと考えられます。また、今回施設設置に係る増加は、10t車4台/日程度の計画となっています。仮に搬出入車両が集中した場合には敷地内に大型車が待機できる駐車スペースを確保しています。

25ページをご覧ください。施設計画の妥当性についてです。本施設計画にあたり、今回設置する破碎施設のほか、既存の焼却施設、選別施設、減容固化施設、積替保管施設が存在していますが、十分な保管場所、通路、駐車スペースを有し、いずれも適切に設置されています。また、山梨県環境緑化条例で規定する緑化率5%以上を満たす計画となっています。山梨県廃棄物処理施設設置に関する指導要領による事前協議が終了していきまして、結果通知書が平成26年1月23日付けで交付され、施設設置許可の手続きが並行して進められているところです。

26ページをご覧ください。環境公害対策の妥当性についてです。本計画により影響が考えられる騒音、振動に関する生活環境影響調査が実施されておりまして、周囲の生活

環境に与える影響は支障ないとの結果が得られています。なお、施設設置後、建築住宅課が立ち会いし、測定調査を行います。廃棄物に接触する雨水や場内清掃排水等は地下タンクに貯留し、フィルタプレス機でろ過して廃棄物に散水され、廃棄物とともに焼却処分されるため場外に排出されることはありません。選別施設及び破碎施設の稼働により粉塵の発生が考えられますが、稼働時には散水を行い周囲への飛散を防ぐ計画となっています。

27ページをご覧ください。地元住民等との合意形成等についてです。本計画地である国分地区の区長、区長代理及び各組長に事業説明を行い、区長から施設設置の同意が得られています。また、笛吹市長より「支障ない」旨の意見が出されています。なお、一般廃棄物処理施設に係る施設についても笛吹市都市計画審議会より「都市計画上支障ない」旨の答申が出されています。

以上で、2号議案の説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。

ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

E委員、どうぞ。

E委員

確認させていただきたいことがあります。搬出入車両は1時間あたり20～25台程度であり、周辺交通への影響は少ないと考えられるとありますが、現況はどんな状態なのでしょう。

事務局

施設に確認したところ、1時間あたり20～25台ではありますが、車両が集中的に到着する場合もあるとのことでした。しかしながら、そういった場合には場内のスペースに車両を誘導する対応を取っているとのことでした。したがって、周辺道路に渋滞は発生していないとのことでした。

議長

E委員、よろしいですか。

E委員

はい。

議長

他にご意見、ご質問はございませんでしょうか。

～意見、質問なし～

それでは、第2号議案については、その位置について、都市計画上、支障がないかどうか、お諮りいたします。ご異議はございませんか。

～異議なし～

異議なしと認めます。それでは、第2号議案については、都市計画上、支障ないと認めることといたします。

以上をもちまして、本日の審議を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

司会

ありがとうございました。その他として、何かございますか。

無いようですので、以上をもちまして、第147回山梨県都市計画審議会を終了させていただきます。

次回の審議会につきましては、日程、議題等が決まり次第連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、誠にありがとうございました。